

関係各位

特別養護老人ホームりんどう苑
施設長 奈良 忍

新型コロナウイルス感染症に係る面会制限段階的緩和のお知らせ

梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症蔓延の予防のため、面会の制限にご理解、ご協力をいただき誠に感謝申し上げます。お陰様で、入所者をはじめとする職員関係者においても健康に過ごすことができいております。

さて、5月25日に緊急事態宣言が全国的に解除されましたが、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月26日改定）において、「面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと」と示されています。

しかし、流行性インフルエンザ対策として始まった面会禁止期間が5カ月を経過しており、入所者様及びご家族様に寂しい思いをさせてしまっています。岩手県内をはじめ東北地方においても1カ月以上新規感染者がおりません。そこで下記の対策を講じながら面会制限を段階的に緩和させて頂きたく、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 面会制限緩和 | 令和2年6月19日（金）以降の午後2時～午後5時の間 |
| 2 面会人数 | 3人以内とし、概ね15分程度 |
| 3 面会受付 | 原則予約制とし、前日までに電話にて申込下さい |
| 4 面会条件 | 2週間以内に息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）高熱等の症状がない
4日以内に発熱や咳などの風邪症状がない
当日の体温が37.5℃未満で体調に問題（下痢・嘔吐・味覚嗅覚障害）がない
手洗い、うがい、アルコール消毒をし、マスクを着用 |
| 5 その他 | 引続きWEBアプリ（Zoom）でのビデオ通話も準備しております。お電話下さい。
面会中のご飲食はご遠慮下さい。差し入れ等は職員に直接手渡しをお願いします。
遠方、特に新型コロナウイルス感染症の発症が未だ収まっていない地域からの面会は、引き続きご遠慮していただきますようお願いいたします。
<u>この面会制限緩和の内容につきましては、ご親戚の方々にもお知らせください。</u> |

新型コロナウイルス感染症の第二波や第三波も予測され、再度の緊急事態宣言の発令や県内での感染者発生など、状況が変化した場合には面会禁止といった措置が行われる可能性をお含み置きください。

問い合わせ先

特別養護老人ホームりんどう苑

電話：0195-73-2855